

別表第1（第6条関係）

利用区分	一般利用	義務教育修了前の幼児、児童及び生徒
利用時間	午前9時から午後10時 まで	4月から10月まで 午前9時から午後6時30分まで
		11月から3月まで 午前9時から午後5時30分まで

別表第2（第9条関係）

（平25条例20・全改）

利用時間	午前9時から午後5時までの1時間当たりの利用料金		午後5時から午後10時までの1時間当たりの利用料金		冷房利用の1時間当たり利用料金
利用区分	町内	町外	町内	町外	500円
施設名	屋良地区体育館・図書室				
体育館	500円	800円	1,000円	1,600円	
指導員室	200円	300円	250円	400円	
施設名	嘉手納地区学習等供用施設・児童館				
保育室	400円	600円	500円	800円	
研修室	400円	600円	500円	800円	
休養室	200円	300円	250円	400円	
集会室	500円	800円	1,000円	1,600円	
遊戯室	400円	600円	500円	800円	

備考 1時間未満は1時間とみなし、時間延長は1時間を限度とする。